



桜もことしは長雨で花見を十分にできなかったというふうに思っておりますけれども、これから一気に新緑が目まぶしい季節を迎えます。皆様にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

本日、ここに平成27年第1回幸田町議会臨時会をお願いしましたところ、議員の皆さん方には公私とも大変御多用のところ、早朝より御出席をいただき、まことにありがとうございます。

平素、議員各位におかれましては、町政の発展、住民福祉の向上のため大変御尽力をいただき、また、行政・各班にわたり何かと御指導、御支援を賜り、改めて心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、今臨時会に提案させていただきます議案は、幸田町税条例等の一部を改正する条例に關します承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、第38号議案の幸田町税条例等の一部改正について、第39号議案の幸田町都市計画税条例の一部改正についての3議案でございます。議案の詳細につきましては、後ほど提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げ、開会に当たっての御挨拶といたします。よろしくお願いをいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ここで総務部長より発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 山本富雄君 登壇〕

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので発言をさせていただきます。

過日、本日の臨時会に係ります議案書及び議案関係資料を配付させていただきましたが、その後、訂正がございまして差しかえをお願いさせていただきました。内容は、正誤表にて記載をさせていただきましたが、条項及び適用日等の誤りであります。内容精査がいたらず御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げますとともに、よろしくお願いを申し上げます。大変申しわけありませんでした。

以上でございます。

〔総務部長 山本富雄君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達していますので、平成27年第1回幸田町議会臨時会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時03分

○議長（大嶽 弘君） 地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時04分

○議長（大嶽 弘君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

---

日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を4番 鈴木雅史君、5番 中根久治君の御両名を指名いたします。

---

日程第2

○議長（大嶽 弘君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

日程第3

○議長（大嶽 弘君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（幸田町税条例等の一部を改正する条例）、第38号議案 幸田町税条例等の一部改正について、第39号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正についての以上3件を一括議題とします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、承認第1号から第39号議案までの3件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、承認第1号につきましては、議案書1ページから4ページ及び議案関係資料につきましては1ページから5ページでございますので御参照いただきたいと思います。

専決処分の承認を求めることについて、幸田町税条例等の一部改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

専決処分の内容は、先般地方税法等の一部を改正する法律が成立し、平成27年3月31日に公布されたことに伴い、法人町民税均等割の税率区分について改正前は資本金等の額を基準としていましたが、改正後は資本金等の額と資本金に資本準備金を加えた額を比較し、いずれか多いほうの額を均等割の税率区分の基準とするものであります。また、軽自動車税の関係では、原動機つき自転車、小型特殊自動車等の税率を引き上げる改正につきまして、昨年第2回定例会において可決いただき平成27年度分から適用することとしていましたが、地方税法等の一部改正に伴い、適用開始を1年延期し、平成28年度分以後の年度分について適用することとするものであります。

これらの改正につきましては、当初、今臨時会で御審議をいただく予定でありましたが、4月1日に遡及することが不相当であると判断いたしまして専決処分をさせていただきましたので、よろしく御承認を賜りますようお願いをいたします。

続きまして、第38号議案 幸田町税条例等の一部改正についてであります。

議案書5ページから18ページ及び議案関係資料につきましては6ページから37ページでございます。

提案理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからであります。

改正の主な概要につきまして町民税の関係では、第31条の改正は、所得税において国外転出時に保有している評価額1億円以上の未決済の株式等に対する課税が創設されますが、個人住民税所得割の課税標準の計算においては、所得税法の計算の例によらず課税しないとするものであります。また、附則第7条の3の2の改正は、個人住民税における住宅ローン控除について、その適用期日を平成31年6月30日まで延長するものであります。また、附則第9条及び第9条の2の改正は、個人住民税にかかるふるさと納税について、改正前は控除を受けるために確定申告が必要でしたが、ワンストップ特例を設け、もともと確定申告が不要である給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を要しない仕組みとするものであります。

次に、固定資産税につきましては第54条及び第56条の改正は、固定資産税の非課税の範囲を拡充するもので新たに介護保険法に規定する包括的支援事業及び児童福祉法に規定する事業所内保育事業の用に供する固定資産について、非課税とするものであります。また、附則第10条の2の改正は、高齢者の居住の安定確保に関する法律、第5条、第1項に規定するサービスつき高齢者向け住宅で新築の賃貸住宅にかかる固定資産税の減額措置の割合について、わがまち特例として税額の3分の2を軽減するものであります。また、附則第11条、第12条の2、第12条、第13条及び第15条の改正は、土地にかかる固定資産税の現行の負担調整措置を平成27年度から平成29年度までの延長をするものであります。そして、附則第12条の3の改正は、国有資産等所在市町村交付金について、交付金算定標準額を価格の5分の2とする特例を平成27年度から平成29年度までの延長をするものであります。

次に、軽自動車税につきましては附則第16条の改正は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた軽四輪等で、排出ガス性能及び燃費性能がすぐれた環境負荷の小さいものについて、その性能に応じて平成28年度分に限り軽自動車税の税率を軽減するグリーン化特例を設けるものであります。

続いて、たばこ税につきましては、附則第16条の2の改正において旧3級品の製造たばこにかかる改正前の特例税率を廃止するもので、改正条例附則第5条において平成31年4月1日までに毎年段階的に特例を減額、廃止することを規定するものであります。

次に、番号法施行に伴う個人番号には、法人番号の規定を整備するもので、第2条、第34条の2のほか、関係する条項について必要な改正を行います。

そのほか、引用条項の整理を行うものでございます。

施行期日は、公布の日から平成27年4月1日から適用いたします。ただし、国外転出時の個人住民税の課税標準の計算につきましては、平成28年1月1日から施行し、軽自動車税の重課について及び旧3級品の製造たばこにかかる特例税率を段階的に減額、

廃止することについては平成28年4月1日から施行し、また、番号法の施行に伴う改正は、当該番号法の施行の日から施行するものであります。

続きまして、第39号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正でございます。

議案書19ページから20ページ及び議案関係資料は38ページから42ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

提案理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の主な概要につきましては、第2条の改正は課税標準の特例の対象を追加するもので、児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業並びに社会福祉法人などが行う生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する固定資産の課税標準を評価額の2分の1とするものでございます。

次に、附則第2項から第7項までの改正は、土地にかかる都市計画税の現行の負担調整措置や平成27年度から平成29年度まで延長するものでございます。そして、附則第12項の改正は、国有資産等所在市町村交付金について、交付金算定標準額を価格の5分の2とする特例を平成27年度から平成29年度までの延長をするものでございます。

その他、附則第11条の改正は引用条項の整理をするものでございます。

施行期日は公布の日で、平成27年4月1日から適用するものでございます。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。よろしく御審議の上、可決、承認賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑は1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんのでよろしくお願いいたします。理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制減に鑑み、簡明なる御答弁をお願いいたします。

承認第1号について質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、法人町民税関係で資本金等の段階の判定を変更するに伴いまして、幸田町の企業の全ての法人に適用するわけでありますので、そうした点におきまして今回の改正によってどのように変更になったのかお答えがいただきたいと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 総務部次長。

○総務部次長兼税務課長（平松寛昭君） ただいまの法人町民税の均等割の算定基準の改正に伴う内容ということでございますが、現在、改正前までは資本金の法人税の均等割の9段階の区分の認定につきましては、資本金等の額というその1点で判断基準があったわけですが、改正後はその資本金等の額が、それと、もう1つ新たに資本金の額と資本金等資本準備金、これを合算した額、この双方を比較いたしましていずれか多いほうの額で判断するということになりました。ですので、法人によっては多く一つ段階が上が

るというふうな影響もあるということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ですから、今回の改正によってどのように町内の企業のランクが変化をするのかということと、それから、均等割の税収の安定化を図るということもあるわけですが、上がることによって幸田町の税収がどのようになるのかということでありまして、見込み額等はもう試算をされたのか。試算をされたらどれぐらい幸田町にとっての影響額があるのかお答えがいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部次長。

○総務部次長兼税務課長（平松寛昭君） まず、ただいまの影響額の関係でございますが、これにつきましては現在資本準備金等といったデータは持ち合わせておりませんので、国のほうが試算した全国の影響額というのが二十数億あるということで、割り勘をしますと幸田町では50万円強という試算でございます。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 町内の変化については。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この資本準備金というものについては持ち合わせていないということで、これから段階が上がると、ランクが上がることのようでありまして、これがどのように企業にとって影響があるのかということはまだまだこれから、税務課としてはまだその段階、試算の段階に至っていないということで理解してよろしいのかということと。それから、全国の中の比較をすると幸田町にとっての影響額は50万円強上がることになるよと、見込めるよということで理解してよろしいかお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部次長。

○総務部次長兼税務課長（平松寛昭君） 具体的には個別のデータを持っておりませんので算定ができないということでございます。

それで、町全体で均等割が50万円ということですので、大きな影響があるということはないというふうに考えます。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） データを持ち合わせていないということでありまして、この改正によって幸田町内の企業の段階がわかるのはいつごろをめどとされているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部次長。

○総務部次長兼税務課長（平松寛昭君） これがわかる時期というのは、この4月1日の事業年度分から対象になりますので、4月1日以降、それぞれ事業年度が違いますが、それ以降に対する事業年度の分の確定申告をされる、その時期になってわかるというふうに考えます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、この改正後法人町民税の額が確定をしながら全て

わかってくるのが一年間を見ておるということでよろしいでしょうか。そしてまた、わかった範囲でまたこのデータについて出していただけるのはいつごろになるかお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部次長。

○総務部次長兼税務課長（平松寛昭君） おっしゃるとおり順次確定申告が出てまいりますので、一年間後にならないとわからないというふうに、全体がわかるのは一年たってからということで、現在の法人の均等割と比較いたしまして、今回の影響で上がったところがどうだということはその時点でまた集計をしていきたいというふうに考えます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 次に、第2条関係でお尋ねしたいと思います。

軽自動車税の関係におきまして、一年間延長になるわけでありまして。前に軽自動車税の増税が行われて平成27年度からの適用ということになっていたわけでありまして、その分の試算というものも前に出していただきました。そのときから一部分、原動つき自転車等にかかわっては一年延長ということになりますので、この影響額についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部次長。

○総務部次長兼税務課長（平松寛昭君） 原付二輪ですね。これらの一年延長する影響、これにつきましては約400万円というふうに見込んでおります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回、専決をされた。税法が3月31日という形の中で4月1日からの実施という形になるわけですが、先ほどからもちょっと話がありましたけれども、資本金等の額と資本金プラス資本準備金、いずれか大きいほうをということですが、この関係でいきますと、幸田町の場合、幸田町もどこでも一緒ですが、法人は1号法人から9号法人までございますよね。そうしたときに幸田町における企業のトータル的な法人数はどれだけですか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部次長。

○総務部次長兼税務課長（平松寛昭君） 申しわけございません。全体の法人数の資料をきょう持ち合わせておりませんので、申しわけございません。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 均等割が変わりますよといったときに、持ち合わせておりませんって、手ぶらで来たのか。これは25年の決算の成果の説明書でいけば、1号法人から9号法人まで法人の数は652となっておりますよね。これのプラマイは一定あるかもしれませんが、要は、私どもが知る限りでいけばこの成果の説明書における企業数、法人数が652ということでありまして。そうしたときに、この均等割はすべからず赤字であろうと何だろうと均等割は全部課税をされるという形で。そうしますと、先ほどちょっと実態はこれからですがと言っても、例えば、4号から5号でぎりぎりの対象企業というのは私は一定あると。そうしたときに、いわゆる資本金プラス従業員の数と、

それから、資本金と、ここには等がついてへんじゃんな。資本金と資本準備金の合計のいずれか多いほうを対象にするということですから、そういたしますと、そこでボーダーラインという言い方が適切かどうかは知りませんが、対象になる企業と変わらずという形で、例えば、4号から5号に上がる、あるいは5号から4号に上がる、そういう企業数の関係は法人の決算を見なきゃ、確定申告を見なきゃわからんと。それは一つある。しかし、資本金とか従業員数、あるいは資本金プラス資本準備金というのは決算の関係で出てくるわけですよ。これは確定申告を待たなくても現実に資本準備金は幾らかというのはわかるはずである。そうした点ではどこらまで実態としてつかんでおられるのかということなんです。

○議長（大嶽 弘君） 総務部次長。

○総務部次長兼税務課長（平松寛昭君） 資本準備金について、申しわけありません。私は全ての企業が確定申告の中で資本準備金といったものを記入しているというふうには今考えておりませんので、今後、この制度が加わることによって確定申告の中でそういったものが示されてくるであろうと、それを待たなければわからないというふうに考えております。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 資本準備金というのは合法的な隠し利益ですよ。資本準備金を計上できる企業というのは、もうけのほかに余りがあってやると課税対象になるから、これは無税の対象も含めてですよ。資本準備金は一定額まで無税と。この基準を超えた額が、資本準備金の額があれば課税対象という形になるという点からいくと、そういうことができるのは大企業しかできんですよ。大企業がぼろもうけやって企業の利益をそのままとんとやると大変だから隠し利益という形で内部留保、これは内部留保ですよ、資本準備金と。この内部留保が一定額までは無税と。それを超えると税が課せられるという形でこの資本準備金というのが仕組みされているといったときに、確定を待たなければできないという筋の問題ではない。財務諸表を見ればその企業の資本金は幾らなのかと。あるいは資本準備金を上げたくても上げられない企業もある。あるいは資本準備金を上げて課税対象外の、いわゆる内部留保としてもうけを留保できるような資本準備金もあれば、その資本準備金の、もっと大きくなって、課税対象になっても利益を隠すというよりも内部留保していく、こういう資本準備金については2種類あるわけ。そこら辺の関係の実態の関係も私はつかんでいかないと、企業が出たものがイエッサーといったときに出てくるのかどうなのか。これは決算書なんか見ればわかるし、いわゆるこれは市販されている株式の関係の冊子等を見れば、資本金は幾らなのか、資本準備金が幾らなのかというのは全部出てきておるわけです。それが確定を待たなければ確認できないのかどうなのか説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部次長。

○総務部次長兼税務課長（平松寛昭君） ただいまの御質問ですが、現在の企業につきましてそういった内容について確認を行っておりませんので、現在のところ把握をしていないということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 井勘定で豊かな財政のところだと左うちわで入ってきたものだけが入ってくると、まちは豊かなりと、こういう・・・形で来るわけだな。そうしたときに、いわゆる税法が3月31日だと。実態として課税が翌年度からかかってくるという形で、国のほうが大ざっぱに50万というつかみ金を出してきたものでいわという感覚でおられると、これはやっぱりまずいんじゃないか。1号法人でいけば均等割は5万円。それから、9号法人でいけば均等割が300万円、こういう税率というふうになっておるわけですが、こういう額だといったときに幸田町における652の法人がどういうところなのか。特に大企業における資本準備金というのは相当な額、内部留保という点からいくと、必ずしもそういう形でいくのかどうなのか。50万円という形でいくのかどうなのか。均等割の額そのものが先ほど申し上げたようにそういうような形でできているということで、トータルの均等割の課税が9,095万8,000円、これが決算における成果の説明書における均等割の税額という形になります。そうしたことも含めて私はきちっと税源を把握をするという点でいきますと、幸田町の場合、昨年の年度末の補正でもトータルの隠し財産があったと。年度末に11億円、いや一って言って予算に計上していないものを最終決算見込みというような形でトータル的に出してくるといふ点からいきますと、的確な財源把握というものがきちっとされているのかどうなのか。国がそうやってきた、50万ぐらいだという、一つかみ50万だといっているときに、我がまちは企業の特性というのがあるわけなので、そうしたものをやっぱりつかんできちっと把握をしていくということになれば、また同じように我がまちは財政が豊かで、当初予算で組んだ以降の補正予算額はみんな隠し、隠しで、あるいは基金に積み立てて、あるいは取り崩しをやめて年度末にドバーンという形で出してくる。こういうやり方のパターンを踏襲をしていくということが税務担当、あるいは税源をどう把握していくのかという点からいくと、ちょっとたるんどるんじゃないかというふうに思います。そうした点は、これからも含めてきちっと今回の問題を教訓にしながら、状況が変わってきた、税法が変わってきたときに我がまちは税制がどうなのか、我がまちにおける法人の実態はどうかというのはいちとやっぱりつかんでいく必要があるというふうに思うわけ。

次に、軽自動車の増税の関係で一年間延期をしますよということですが、27年度の当初予算における軽自動車、これは現年課税分だけです。7,600万円ということで、実態的にはこれは1年ということではずれてくるわけですが、この関係でも毎年、毎年、軽自動車の関係についてはふえてきているわけですね。課税対象台数はふえてきているという点からいくと、税収の状況がどうなってくるのかというのもしっかりつかんでおく必要があるなど。一年間現状のままだからいいやという形じゃなくて、それがいよいよ一年後に増税になるわけだ。そうしたときに、我がまちは財源的にはどういうふうになってくるのか。先ほど申し上げたとおり対象課税台数はふえてくるわけですから、そうした点はどういうふうなのか見込みを出していただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部次長。

○総務部次長兼税務課長（平松寛昭君） まず、前段の法人税の均等割の関係でございます

が、これにつきましても、今後町内の企業につきましてこういった均等割がどのように影響するかということをつかめる限りつかんでいきたいと。法人割の見込みと合わせてきちんと大きく外れることがないようにつかんでいきたいというふうに考えます。

あと、軽自動車税の関係でございますが、先ほど影響額ということで二輪の延長により減収となるわけですが、これは400万円程度ということでございますが、軽自動車税は四輪のほうは伸びがあるということで、そういった伸びを見込んで400万円の減収も見込んで、かつ四輪のほうは伸びるといったことを見込んで予算を計上しております。実際、四輪のほうで税率が上がるのは28年度からですので、27年度では若干の台数の伸びと。それから、原付の一年延長と、こういったことを考慮して予算を計上しております。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私はそういうことを聞いておるわけじゃないです。27年度の当初予算における軽自動車税の課税の現年分が7,600万円、それに対して対前年でいきますと26年度の当初予算の軽自動車の現年分が7,440万円、つまり、一年間で160万円の増収という形になると、これは税率は一切変わらないですよ。変わってない中でこういう形だと。ただ、そうしたときに課税対象台数が25年の決算でいきますと1万4,620台ということです。これはふえてくる。しかし、税額はそのまま据え置くといったときに、この伸び率というものも当然考えていかないかんですよ。今年度影響が出てこれから私は一年かけてゆっくり考えればいいじゃないかと、計上すればいいじゃないかという問題が出てくる。ただ、そうしたときに27年度の当初予算で7,600万円計上しておりますよね。これは増税を見込んだ額と台数を掛け合わせた7,600万円の現年課税分だというふうに理解をするわけですが、それはいいですか。現計予算ですよ。

○議長（大嶽 弘君） 総務部次長。

○総務部次長兼税務課長（平松寛昭君） 27年度の予算につきましては、軽自動車の税率、27年度実際四輪は上がるわけですが、これは4月1日から適用ということで、実際には4月1日に購入された方はないというふうに聞いております。4月2日以降に購入されるとこれは28年度課税になりますので、現実問題27年度に高い、ちょっと7,200円のところでいえば軽乗用7,200円が1万800円に上がるわけですが、これが適用される方はいないということで、27年度予算にはですので、その税率が上がるという部分は見込んでおりません。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 一年延長されますよということですが、課税する対象の考え方は全部一緒なんですよ。ですから、それは新車だけではなくて既存のバイクも適用対象になりますよ。新車から増税分ですよということじゃない。そうすると生活の足への負担の課税を一気に強めた。それをたった一年ずらすだけだという点からいって、対象がどうのこうのと言われると増数車、あるいはふえる台数はそうかもしれん。しかし、先ほど申し上げたように既存のバイク等もその引き上げの対象になってくるといったと

きには、先ほど申し上げた1万4,620台、これはもう25年度の決算の中でも明らかにされているという点からいくと、これに掛ければ出てくるわけですよ。違いますか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部次長。

○総務部次長兼税務課長（平松寛昭君） 二輪の延長される関係につきまして、これは議員が言われるように全部が、新車だけじゃなく今ある登録されているものは全て、原付、二輪、これは税率が来年度から上がります。その影響は400万円程度と。逆に言えば27年度は一年延期したことによって400万円へこむと言いますか。それを見込んだ予算になっていますけども、現在。予算を計上する段階でこういった情報というものもありましたので、二輪が延長されることによって400万円減収になると、これは見込んだ予算になっております。来年度は、28年度は二輪の関係が400万円またふえると。合わせて28年度からは軽四輪、軽のたくさん走っている軽の乗用、軽の貨物、軽トラック、こういったものが28年度から税率が上がります。そういったことを見込んだ予算になっております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうもかみ合わせが悪いね。何ともならんなと思いつつ。要は、一年延期されますよと、延期されること自身どうのこうのということ、もちろん問題はどのどの。今、私が言っているのはそういうことじゃなくて、一年延期されるけれども保有台数は必ずふえてきているわけですからね。今、普通車よりも軽にかかわるほうが伸びが大きいという形の中で、その伸びが予算に反映するでしょう、現行の中の、税も。税は一年間増税が延期されたけれども台数そのものはふえてきますよ。ふえてくるものに対してはどうなのかということをお尋ねしておく。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員おっしゃるとおり軽自動車に関しましては効率性のいいということで年々台数のほうが伸びておるといってございまして、その台数の伸びにつきましては当初予算のほうで見込ませていただいております。ただし、先ほど言いました増税の部分と、そういったものにつきましては今回の改正を見込み当初予算には組み込んでなかったということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 部長も次長もだいたい五十歩百歩かなと思う。要は、あなたが言われるように台数増は見込んでありますよということをおっしゃられた。その見込みは何なのかということをお聞きしておる。こうでありますよ、ああ、ああそうですか、それじゃあ頼むわということじゃない。年間の見込み台数がどういふふうには決算からはじき出して、今年度で増税は見送られたけれども一年間の対象台数は確実にふえてきていると。ふえてきているものが予算に反映してありますよというのは、それはすれ違いがや。その内容はどうかということをお聞きしたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部次長。

○総務部次長兼税務課長（平松寛昭君） 台数の伸びにつきましては、これまでの推移、こういったものを踏まえまして伸びを推測しておりますが、ただ、軽自動車税のほうは税率の関係もありまして伸びが非常に大きいというふうに見込んで27年度も順調に伸び

ていくということで当初の予算を組んでおります。部長も申しましたが、27年度の税率は実際適用される車が、4月1日に車を買わなければ、4月2日以降に購入された場合は27年度の課税がされませんので、27年度はほとんど増税の影響はないということで見込んでおります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） たらいのふちを回るような議論はしたかないだ。増税、増税という話は一切したらいかん。一年送るんだからね。あなたも増税前は増税は見込んでないという形の中で、対前年に対する課税対象台数は増を見込んでおります、それを予算に計上してありますということを答弁したわけだね、部長は。何台ふえるのか。何台見込んだ額なのかということなんだ。

○議長（大嶽 弘君） 総務部次長。

○総務部次長兼税務課長（平松寛昭君） 申しわけございません。ここに今28年度の見込み台数という資料を持ち合わせておりませんので、申しわけございません。将来の予測をつけておりますが申しわけございません。ここには28年度の予測というのを持ち合わせておりませんので、済みません。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） これだけ理解度がずれておると何ともならんわ。議論は進まん。ただ、あなた方が言われるのは当てずっぽ答弁ばかりやっとするわけじゃん。当てずっぽ答弁をすれば質問者がもうあきれてというのか、もう嫌だと、こんなものは根気疲れになるだけで何も得るものはないということでみんなしゃがんでしまう。私はしゃがまん。増税の問題は一言も言っておらんわけだ。もう一年延期しますよと。そうしたときに総務部長は対前年の対象台数がふえることについては予算に計上してありますと、こういう答弁ですから、計上した対前年の課税対象台数はどれだけふえたのかと、こういうことなの。これが1つ。これは最後だ。

それともう1つは、なぜ一年間延期しなきゃならんのか。アベノミクスのね。アベノリスクだわな。こういう形の中で今どんどんどんどんぼろが出てきておる。こういうアベノミクスの失政、そういうものの取り繕いという形の見方もある。そうした点では、1つは先ほども言った台数はどれだけふえたか、なぜ延期なのかと、この2点について答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部次長。

○総務部次長兼税務課長（平松寛昭君） ただいまの前段の部分でございますが、26年度に対する伸びということでございますが、これにつきましては伸び数は今ここに資料を持ち合わせておりませんので申しわけございません。課税台数だけは持っておりますが、ちょっと比較の台数というのを持っております。申しわけありません。

後段の部分につきましては、これはいろいろ社会情勢等があつて二輪の売れ行きを考慮してということかと思えます。詳しいことは推測でしかありませんが、そういう経済状況に鑑みて延期されたというふうに考えます。

○議長（大嶽 弘君） ただいまの件数については、判明次第また示していただきたいと思いますが、答弁、よろしいですか。

総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 台数の伸びにつきましては、後ほどまた御報告させていただきます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが10分間休憩とします。

休憩 午前 9時48分

---

再開 午前 9時58分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 先ほど質問いただきました軽自動車の台数の伸びでございます。平成26年度の当初予算では1万4,400台を見込んでございました。平成27年度の当初予算では1万4,800台ということで400台増を見込んで予算のほうを編成いたしました。

それから、二輪車の増税を一年延期した理由ということでございますが、四輪の軽自動車につきましてはグリーン化特例等が平成28年度分の課税にて適用されるということがございます。それに対しまして、二輪車についてはそういった特例がないということもございまして対象外の原動機つき自転車、それから二輪車、こういったものの税率改正を一年延期したものと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 承認第1号についての質疑を継続します。

ほかにございませんか。

以上で、承認第1号の質疑を打ち切ります。

次に、第38号議案について質疑を許します。

2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） まず最初に、今回のふるさと納税制度についてお伺いしますけども、今、国民はこの納税制度を物すごい関心が高いと思うんですけども、関心と言うか、返礼品のほうに関心が高いということなんですけども、その点、町としては今後ふるさと納税制度を積極的に行うかどうかを検討したかどうかをお伺いしたいと思いますけど。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） ふるさと納税につきましては、議員言われるとおりそういった返礼品目当てというような形の寄附が全国で多く行われておるといのが実態であるということでございます。幸田町におきましても、今のところ大きな影響は出ておりませんが、今後大きな影響が見込まれるということもございますので、今後、幸田町としましても寄附者に対する返礼品、これは華美にならない程度、それで本町の特産品の宣伝効果も期待できるものを検討していきたいと。ちょっと今後の検討課題となりますけども、今年度中にちょっと検討を行っていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 今、全国ではもう積極的にやっておられるところが多いもんです

から、今後やっていくとなるとちょっと遅いような気もするんですけども、きのうのインターネットのニュースでちょうど載っていたもんですからちょっと見ていましたら、平成24年度で74万人の人が寄附を行いまして、総額が649億、税控除が210億で過去最高であったということをございます。だから、これからは特にもっともっとふえるのではないかと思います。例えば、24年度の寄附額で全国1位になったのは長崎県の平戸市、年間10億を突破したということですね。あとの例として米沢市では返礼品として市内の工場で作ったシンクパッド、ノートパソコンですね。これを4月13日から返礼品として配るということを発表したら、1日でもう予定台数に達してしまったという記事も載っておりました。やはり何もしなければ幸田町はもう税額控除だけで税金がどんどん少なくなっていくということですけども、その辺をどういうふうに考えているのかお答えいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今、議員が言われたとおり平成24年度は特にこの年は一番多かった年ということで税額控除で210億というものが全国ではあったと。平成25年度以降は税額控除で25年度が45億、平成26年度が61億ということで大分落ちついてはきてはおりますが、今言われたように市町村によっては10億円以上、町の税収よりも多くこの寄附金で集めるような、そんなようなまちも出ておるといような実態もございます。今回の改正におきまして、国のほうは返礼品につきましては価格だとかそういったものが高額になり過ぎておるといことで、返礼品合戦、こういったものを避けるために、寄附金というのは基本的には経済的利益の無償の供与ということをございますので、返礼品目当てにならないようにといことでの国からは指導が出ておるといことをございます。中でもそういったプリペイドカードだとか、そういうお金と同等のもの、こういったものについては特に控えるようにと、自粛するようといことでも出ておるといこともございますので、幸田町としましてもそんな派手なことはちょっと考えてはおりませんが、例えば、幸田町で言えば筆柿だとか、それから、幸田町のお米、こういったものもございますので、そうしたものを使った特産品のPRを兼ねた形でできればと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 確かにちょっと派手になり過ぎていという傾向はあるんですけども、幸田町も積極的ではないにしてもある程度やっていかないと、それこそ税額控除だけやって税金がどんどん少なくなっていくと思ひますので、その辺を配慮して行っただきたいと思ひます。

それと、最後に今回のふるさと納税と今までの財団法人、例えば、ユニセフ協会です。その辺に寄附した場合との違いといのはどのように違ふか、ちょっと説明いただきたいと思ひますけど。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） ふるさと納税につきましては、こちらのほうもそういった対応を考えていくといことをございますので、よろしくお願ひいたします。

それから、あくまでもふるさと納税につきましては、そういった特例申告等を出して

いただいて、これはふるさと納税ですよというような形で申告された分がふるさと納税となりまして今回のワンストップ、そうしたものの申告不要というような形のものになってまいります。ユニセフみたいな寄附金につきましては、所得税のほうでの申告ということになりますので、これまでどおりの申告という形になりますので、よろしくお願ひします。

○議長（大嶽 弘君） 2番、杉浦君。

○2番（杉浦あきら君） 例えば、そういうNPO法人、財団法人とかそういうような場合は税額控除の拡大というのは今回行われたかどうか、そちらのほうもちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回の改正では、そういったものの拡大というのはされていないというふうに理解をしております。

○議長（大嶽 弘君） 2番、杉浦君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 出国時における1億円以上の金融資産を持つ者と、これは富裕層というふうに位置づけられているわけですが、所得税と地方税、つまり個人住民税の所得割にかかわるわけですが、その課税標準の関係で所得税の計算例によらない、こういう形の資料説明があるわけですが、これはいつから適用対象になりますか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部次長。

○総務部次長兼税務課長（平松寛昭君） 国のほうの適用ですけども、これは27年7月1日から国のほうは適用するというふうになっておたと確認しております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、言ってみれば1億円以上の金融資産を持ってタックスヘイブン、いわゆる非課税の地域ですよ。ここら辺でいきますとフィリピンがその対象になるわけですが、それをもって例えば1億円の金融資産を持って出国してフィリピンでそれを売買しても、その売買にかかわる利益は課税対象にならないと、こういう形の中でタックスヘイブンというのが税回避という名目で身近なところには先ほど申し上げたようにシンガポールという形ですが、それを阻止しようと、こういうことで。例えば、1億円持ってフィリピンで換金して利益を受けても、それは課税対象にしますよと、こういう内容ですよ。そうしたときに、我がまちにこの関係で影響を受ける、そういう富裕層が海外でタックスヘイブンをやって税逃れをやったという点でいきますと、過去にあるのか、ないのか。そして、今どのような見込みを立てておられるのか答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部次長。

○総務部次長兼税務課長（平松寛昭君） この関係につきまして、過去の事例等を確認する資料等もございません。また、今後こういったことが影響するかどうか、これは適用しないということでもありますので影響しないわけですけども、こういった事例があるかどうか、これも現在のところ確認できておりません。

- 議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） 要は、先ほど申したようにタックスヘイブンでたつたつたつたつ国外で金融資産を売って利益を得て、それで国内に持ってきても課税対象じゃない、そんなのはまかりならんよと、課税逃れだからという形でやる。それは所得税がかかわる。例えば、所得税がかけられたときに地方税、いわゆる住民税への影響というのは全くないか。ないと言えるのかどうか。
- 議長（大嶽 弘君） 総務部次長。
- 総務部次長兼税務課長（平松寛昭君） この関係につきましては、影響がないというふうを考えております。
- 議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） 要は、所得税でこれからは補足しますよと。所得税で補足しますよといったときに、所得税は国税ですと。ですから、所得税にかかわる問題はないでしょう。しかし、地方税は言ってみれば賦課徴収という形の中で、所得税の税額に応じた形の中でどういう所得構成になっているのかということになると、これは当然住民税の関係も影響を受けるわけだ。ですから、国は課税逃れを許さんと、国外逃亡は許さんと。逃亡ということじゃないですが、国外でそういうタックスヘイブンで利益を上げたものについては許さないよと。そうしたときに地方税たる住民税が、国のやることは勝手ですよ、我がまちには影響がございませんという形の中で、このタックスヘイブンに対する対応の関係がそれでいいのかどうか。所得税法はそうだけでも、このまちの税条例でこれを対象にしたということは影響が出てくるということだ。我がまちに影響はないよと。所得税の問題で我がまちはといったときに、我がまちは税条例の改正でございませよと、タックスヘイブン許さずといったときに、影響はございませんかと、ちいとうてんきじゃないか。
- 議長（大嶽 弘君） 総務部次長。
- 総務部次長兼税務課長（平松寛昭君） 今回、国の所得税の改正に合わせて行わないということを変更するわけでございますが、これにつきましては住民税が1月1日に課税基準日があるという点で、例えば、1月から12月の1年の中で実際に売却して転出された方には課税され、実際に売らない未実現のそういった譲渡、こういったものに課税するというのではなかなかその辺の公平性が保てないということで今回は見送ったということが解説されております。ただ、議員が言われるように、その辺は検討課題としては今後引き続き検討していくということが言われております。
- 議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） 次に、住宅ローンの減税の延期という形ではありますが、2019年6月末までの延長ということですが、この延長をしたその背景と言うか、なぜそういうふうにしたのか。これは一つは大きな政治的な状況というのがあるわけですが、そこら辺はどういうふうに理解をされておる。
- 議長（大嶽 弘君） 総務部次長。
- 総務部次長兼税務課長（平松寛昭君） 今回のこの一年半の延長というのは、消費税の10%の引き上げを一年半送ったことと関係しているというふうに理解をしております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ようやくかみ合わせができる答弁ができたかな、お聞きできたな。

要は、こういう形で延長した。なぜ延長したのか、政府はそんな慈悲の心は持ったりやへん。自分たちの不始末で皆さんにという形の中で消費税を10%に引き上げる、そういう中で延期したから住宅ローンについては2019年6月末までこの住宅ローンの減税の延長をする。その延長が終わったら消費税増税ですよと、こういう仕組みの中で今回の住宅ローンの減税というものが出されてきたということでありませう。

それから、もう1つは、先ほどちょっと言っていましたがおふるさと納税。ふるさと納税の関係で、資料によりますと確定申告を不要とする給与所得者、これは申告せんでもいいよと、こういうふうになっておるわけですよ。申告しなかったときにどういう形の中でこれをやるのかという問題が出てきます。その答弁を聞いた後にまた問題もある。

○議長（大嶽 弘君） 総務部次長。

○総務部次長兼税務課長（平松寛昭君） 後段のほうのおふるさと納税の関係でございませうが、確定申告が不要なといひますのは、通常のサラリーマンで特に医療費ですとかそういった特別なものがなければ確定申告をしないで済むということでおございませう。そういった通常の年であった申告しないで済むような内容のときも、これまでのふるさと納税の制度ですと税額控除を受けるためには必ず確定申告が必要であったということお、改正前は。ワンストップの特例というものが今回創設されませう。その前は必ず確定申告が必要であったけれども、この改正によりましてサラリーマンの方で今まで確定申告をしないでずっときたような方は、ふるさと納税をした場合、ワンストップ特例を受けることにより確定申告をしないで済む、簡素化されるというふうにお御理解をいただきたいと思ひませう。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほどからちょっと私がこだわっておるわけですが、1つは税額控除、税額控除と言われる。ふるさと納税は税額控除か。所得控除でしょう。いわゆる税額控除というものは、所得控除をやった残りに対して、その課税対象額に税率を掛けると税額が出ませう。税額が出たものに対してふるさと納税額がそこから引かれるというのが税額控除ですよ。税額控除でいいのか、所得控除でしょう。所得控除と税額控除では計算が違ひませうし、はじき出される計算の額というものは税額控除のほうがお基本的に大きいですよ。所得控除のほうがお少ないという点からいって税額控除なのか。どこの新聞もぱーぱーぱー一書いておるけれども、現実には確定申告をすると。確定申告の中で税額控除で申告すると税務署のほうから間違っておりますよ、書き直せよという形でお出てくる。何だといったら税額控除じゃなくて所得控除ですよ。こういうことですよ。わかりやすく言えば、税額控除と言っているのが手っ取り早くてわかりやすいけれども、実態の申告の仕方としては、確定申告を伴うものについては所得控除の対象であったとしても税額控除の対象ではないということが1つ言えるだろうということがありませう。

それともう1つは、いわゆるサラリーマンと給与所得者という形でお言っておる。要は、この中でいけば源泉徴収をする対象者については確定は不要ですよということですよ。源泉徴収をするときに、それぞれの企業に対して源泉徴収をしたときにあなたのほうは

どうなのかとって、基本的には申告するんだ、企業内申告なんだ。企業内に申告したことによって源泉徴収額が変わってくる、こういうことであって無申告でいいということじゃないですよ。ここら辺を誤解を招くんで、私は給与所得者等は確定申告をしなくてもいいよと。しかし、それ通っていくのかといたら通っていきやへん。源泉徴収を申告をしたことによって企業内における源泉徴収額に影響が出てくる、こういうことをきちっと私は言うべきであろう。2点。

○議長（大嶽 弘君） 総務部次長。

○総務部次長兼税務課長（平松寛昭君） まず、前段の所得のほうの控除ではないかということでございますが、ふるさと納税をすることによって、その所得から控除される分が特別に特例で大きく控除を受けられて結果的には税額控除になって、一般的には税額控除、税額控除ということが話されて理解をされておるといふことかと思えます。

もう1点、確定申告の関係でございますが、源泉徴収をされているサラリーマンがふるさと納税を改正後にワンストップの特例を申し出てされた場合は、確定申告は不要だということです。確定申告をすることもできると、そこら辺が確定申告をすれば所得税からも、これまでもそうですが所得税からも控除をされる。確定申告しないと全額が住民税から控除されると、こういうふう理解をしております。ですので、今後は今まで所得税から控除されておった税額が全部住民税のほうにかぶってくるというふう理解をしております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうもまたすれ違ふかな。源泉徴収をやると税額に影響しない、税額というのは所得税に影響せんか。源泉徴収というのは、その者の年間の所得と所得から控除されるものを企業の中で申告をする、そのことによって源泉徴収される。源泉徴収というのは所得税にかかわる言葉なんです。地方税に源泉徴収なんていう仕組みは無いです。そういう中で、あなたは源泉徴収をやると所得税のほうには影響がないけども、地方税で全額やりますわという言い方をしておるけども、ふるさと納税は両方できるんです。所得税も控除対象になる。そのことによって地方税への影響も自動的に出てくるという形の中で、私はきちっと整理をしていただきたいよというふうに答弁を求める。このことばかりやっておってもいかん。まだ肝心のやつが残るとで。

その次に、資料でいきますと7ページの（5）、これはマイナンバーの関係です。番号法施行に伴う個人番号、または法人番号等の規定を整備をするということですが、ここに第2条からざーっといろいろあるけど、これは具体的にどういう形で整備をされるのか、マイナンバーの関係はどういうふうに整備されるのか答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部次長。

○総務部次長兼税務課長（平松寛昭君） まず、ふるさと納税の関係でございますが、確かに、これまでの制度はもちろん所得税は確定申告されますので所得税から一定額。それから、残りが住民税からということでありました。今後もこの制度、そのところが自動的に変わるということではなくて、ワンストップ、つまり、市町村へ寄附したことによって、その市町村からその人の住所地の市町村へ寄附いただいたことが申し出られれば、寄附された方がそういうワンストップの制度を使って寄附しますということをお

れると、寄附を受けた市町村がその人の住んでいる市町村にどなたが寄附されましたというデータと言うか、そういった必要な情報を提供することになります。そうすると住んでいる市町村の住民税が減税されると。所得税からはその場合減税されないというふうな制度であります。ですので、もともと確定申告される方はふるさと納税がなくても申告されればということで、たまたまそれだけのために確定申告をする必要がなくなると。この場合、全額が住民税がかぶるというふうに理解をしております。

あと、番号制の関係でございますが、たくさんの条項が関係するということで書いてありますけども、例えば、第2条等であれば、役場が発行する納付書にそういった番号を記載していくといったようなこと。あるいは、いろんな申請がありますけども、そういった申請に個人番号、あるいは法人番号、こういったものを記入するようになっていくと。記入していただくようになってくると。今回の改正はそういう内容だというふうに理解をしております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 若干ずれるわけですが、時間がないので次のほうに移りますが。

要は、これは特例的な措置ですよ。これも一定時期が設定されているということですが、確定申告を不要とする仕組みを導入しましたよと。ただし、これはマイナンバーを導入する前の特例的な仕組みなんですよと、こういうことですがいかがですか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部次長。

○総務部次長兼税務課長（平松寛昭君） ただいまの御質問ですが、マイナンバーの番号制の導入までの特例というふうな絡みはないというふうに私は理解しております。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 申しわけございません。ふるさと納税のワンストップ特例につきましては、議員が言われるようにマイナンバー、マイポータルを活用した簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入されるということでございます。申しわけございません。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 内部調整をきちっとやってちょうだいね。

次に、今回の税条例の中にはないけれども、地方税法が改正をされた。その内容で今回税条例の改正があるわけですが、その中であなた方が意識的にそれをこの税条例の中に入れてない、こういうものがありますよね。それは地方税における換価の猶予の特例創設が今回の地方税法の改正によって創設がされました。その中から幾つかあるわけですが、1つは、今までは市町村長の判断でしかなかった。そうしたときに今回の地方税法の改正によって納税者の側から申請することが認められた。いわゆる換価の猶予ということですが、それは差し押さえ財産を換価処分、いわゆる売り払って処分、金にかえるよといったときに、これに対して一定の猶予である分納を認めると、こういうのが換価の猶予の関係です。それは今までは市町村については首長の判断でしかなかった。それが今回の税法によって申請者、いわゆる納税者の側からもそれが申請できますよと、こういうふうに税法は変わりました。なぜ地方税条例は変えなかった。まずその点。

○議長（大嶽 弘君） 総務部次長。

○総務部次長兼税務課長（平松寛昭君） 議員がおっしゃれますように、今回の27年度税制改正におきまして換価の猶予、徴収の猶予、こういった猶予関係の制度も地方税法のほうは変わったわけですが、これにつきまして税条例のほうでは今回盛り込まれておりません。言われるように換価の猶予につきまして、これまで職権でこういった制度が運用されてきたものが、今後は改正によりますと納税者の申請によってもこういった換価の猶予ということが運用されていくという、この辺は大きな改正点かというふうに思います。そうした大きなものも含めまして幾つか改正点がありますが、今回、この猶予の関係につきましては地方分権の推進ですとか、地方のそれぞれの実情によってそれぞれ自治体の条例で定める、地方税法によってがんじがらめでなくて、例えば、そういう換価の猶予の対象の金額ですとか、あるいは担保の提供を受ける金額ですとか、分割の方法、いろいろその運用上の細部のほうは各自治体の条例で決めるということができるようになったわけですが、これまで税条例にはそういった換価の猶予の関係が規定されておりませんので、今回の地方税法の改正を受けまして条例を変えていくわけですが、新たに規定する内容がほとんどになりますので内容がいろいろあるということで、そういったことからして28年4月1日施行に合わせる形では整備をこれからしていきたいというふうに思っていますので、よろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 内容でいろいろあるからそんなものは一年過ぎすわなんて、寝て暮らすわなんて、そんなばかなことを言っちゃいかんですよ。地方税法が改正されて今まで首長でしか認めていなかった。首長の職権による換価の猶予というのが今回は納税者の申請による適用が認められますよと。こうしたときに税ということで、いわゆる町民税、個人町民税だけじゃないですよ、対象は。税が全てだ。わかりやすく言えば、国保税も滞納が大変大きな額。国保税についても換価の猶予という関係も対象になりますよということですから、私は今の幸田町における国保税の状況から含めていくなれば、年度明けを待ってということではなくて、早急にこの換価の猶予の関係はきちっとすべきだと。要は、税法が変わったときに地方でこの税法を生かす条例改正をすべきだ。そのことによって国保税の対象もその中に含まれてくるということですから、この換価の猶予の関係については私はきちっと早急にやっていただきたい。

それから、もう1つあなたも言われたわけですが、換価の猶予、あるいは徴収猶予を適用する際に、担保を必要とする原則についても各自治体の対応によって条例で定めることができるわけです。それは、担保は不要だよという条項が生かされてくる。こういう見直しも含めてあなた方は一年かけてゆっくりということをしたときに、私はいいいとは言わん。いいとは言わんけど早急にこの関係も、担保を必要とするというものについては担保は場合によっては不要ですよと、こういう内容も私はきちっと検討すべきだというふうに思うわけ。いかがですか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部次長。

○総務部次長兼税務課長（平松寛昭君） まず、条例の整備を早急にとということでございます。今回の地方税法の施行でこの猶予の関係につきましては施行が28年4月1日と、地方税法の施行がそうなっておりますので、そこに合わせる形ではもちろんやっていか

なければと思いますので、今後の議会で提案をさせていただいて、そこには地方税法の施行と合わせる形で改正できるように努めたいと思います。

それと、もう1点言われました担保の関係もあります。そういったこともありますので、そういった基準についても中で検討して整備をしていきたいというふうに考えます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の税条例の改正につきましては、住民に対しては減税になるものもありますし、また、増税になるものも含まれているということでもあります。先ほどから質疑の中で交わされておりますように町民税関係につきましては減税、固定資産税につきましても新たに減税を設けてきて適用の不課税の範囲を拡大をするというものでありますが、固定資産税関係につきまして、これから適用が進出をするものもあるかというふうに思いますが、現段階におきまして幸田町におきましてサービスつき高齢者向け賃貸し住宅というのものもあるわけでありまして。そうした点におきまして、固定資産税関係で現段階において適用がなされる点での控除というものについてはどれぐらいあるのかお尋ねしたいと思います。

それから、たばこ税関係についてであります。

たばこ税につきましては嗜好品でございますけれども、今までたばこの値上げにかかわってやむなく3級品について落としながら愛煙家の方たちがたばこを購入をしていたわけですが、これにつきましても特例をなくしていくということになりますと増税になるというふうに思うわけですが、たばこ税関係につきましては、どれぐらい影響があるのかということでもあります。これは段階的に実施をするわけですが、その点で住民にとっては旧3級品についてはどれぐらいの影響があるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部次長。

○総務部次長兼税務課長（平松寛昭君） まず、固定資産税の今回の改正で非課税の対象がふえた点ですとか、あるいは、わがまち特例の課税の軽減、こういった改正があります。それぞれ事業所内保育ですとか、居宅訪問型ですか、そういったのが対象になるわけですが、わがまち特例の高齢者も含めまして、現在のところこの改正によって現時点で対象になるという施設はないというふうに確認をしております。新たにこの改正が加わったことで対象になってくるということはないということを確認いたしております。

それからもう1点、たばこの関係でございますが、たばこ税は31年4月まで段階的に減額、特例を縮小し、最終的には廃止するというところでございます。現在、たばこ3級品の本数というのが200万本強、210万本程度あるわけですが、このままで本数が移動しないと仮定すると単純に税額が廃止されますと倍額になりますので、今、500万強のたばこ税が1,100万とかそういった額になるわけですが、やはり同じ3級品の安いというところがなくなっていくわけですのでやっぱり本数的には随分減っていくということで、仮に10%ずつ減っていってしまうと、本数が。そう仮定しますと現在年間で旧3級品にかかわる税収が520万円、500万強ですが、31年のときには

700万強ということで、倍にはならず200万円程度ふえるぐらいになるかと、仮に10%ずつ落ち込んでいけばということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 固定資産税関係で言いますと、例えば、サービスつき高齢者向け賃貸住宅です。これが坂崎地区にもできるというようなことも聞いているわけでありましてけれども、そういうところについても、これはわがまち特例として軽減になるという対象施設になるということなのかどうなのかということをお聞きしたいというふうに思います。

それから、国有資産についての特例でありますけれども、これについては非常に安い固定資産税があるわけですが、これをまた延長するということが幸田町にとっても減収、今のところは減収ではないわけですが、特例によって低く抑えられるということではありますが、この点についてはどのように考えられるかということになります。

それから、軽自動車税関係については、これは新たなグリーン化特例ということで、普通車につきましては軽課、重課、それぞれある中で軽自動車については軽課がないということで取り上げられるということでありましたが、この点では段階的にこの軽減がされるということでありまして、これから見守っていきいたいというふうに思うわけがあります。

たばこ税につきましては、現在3級品の本数が年間210万本ということで、これが段階的に廃止になることによって愛煙家の方たちには重税になってくるというふうに思うわけですが、そうした点で本数的にも減るかというふうに思いますが、この点については健康増進法からいけば禁煙ということが言われてくる中で、しかしながら、やはり愛煙家の方たちにとってはたばこ税の値上げは大変痛いことだなどというわけがあります。そうした点で、この点については増税ということをおっしゃるを得ないかなというふうに思いますが、税額は平成31年4月時点には500万から700万円程度、200万の増税が考えられるということで見守っていきいたいというふうに思うわけですが、この要因というものについて先ほどが売価というふうに言われたわけですが、それが200万に抑えられるということは、これは当局としては愛煙家が減るということを見込んでおられるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部次長。

○総務部次長兼税務課長（平松寛昭君） わがまち特例の高齢者のサービスつき高齢者向け住宅の関係でございますが、現時点でそういった住宅が近々できるということも私のほうではつかんでおりませんが、高齢者の居住の安定確保に関する法律というところに規定があるということで、その法律の規定に該当する高齢者向けのサービス賃貸住宅、新築のこういった条件があるわけですが、そういったものであれば当然この対象になってくるということで考えてます。

それから、負担調整の関係でございますが、これも今までの制度がさらにこのまま延長されるということで、中身的に変わるということではないので減税になるということではありません。影響ということではありますが、これは非常に大きい影響を受けておる

ということで、例えば、7割課税、これ自体がもう特例ということでございますので非常に大きい影響があつて、これをなくすと逆に大変な増税になってしまうというふうに考えます。

それから、軽自動車の軽課、これにつきましては75%から25%まで、50%、3段階あると。また、当然対象にならない車もあるということで、その辺は現時点でこれらデータを、これからどういった車が売れるかということになりますので予測が難しいわけですが、平均的などころで試算をいたしましたところ約350万円、75%減税を受ける車というのは電気自動車等、本当に限られた車ということでありまして。それと逆に全く減税の対象にならないという車も少ないだろうということで、やっぱり25%減税部分と50%減税部分を中心に販売が進むのかなということで試算をいたしまして350万円程度の減収というふうに予想をしております。

それから、たばこ税の関係につきましては、おっしゃるように愛煙家が少なくなるといふことと、最終的には値段がそこまでほかのたばこに近くなればそっちのたばこにかえられるということも、そういった部分もあるかと思ひます。減っていくであろうといふふうに見込みました。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 私がお伺いしたのは国有資産にかかわるものでありまして、これにつきましてお尋ねしているわけでありまして、固定資産税の負担調整につきましては、これは国の制度で一気にこれを上げていくのを、7割まで引き上げていくのを負担調整をしながら。7割まで見ていたのをもう既にこれは9割、10割というところに来ている部分だつてあるわけですよ。ですから、その点についてはなくて、国有資産についての特例の延長についてのものであります。国有資産については、これは随分低く抑えられているということからしても、この点について延長したことによってどれだけの影響があるかということでありまして。

○議長（大嶽 弘君） 総務部次長。

○総務部次長兼税務課長（平松寛昭君） 失礼いたしました。国有資産の関係につきましては、現在これは特例があるわけですが、現在の予算でも690万程度が見込んでありますが、この特例がなくなるとしますと1,700万強というふうになるというふうな内容でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

以上で、第38号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第39号議案について質疑を許します。

ございませんか。

以上で、第39号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、上程議案3件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 賛成討論はなしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これを持って討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(幸田町税条例等の一部を改正する条例)を原案どおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(大嶽 弘君) 着席願います。

起立多数であります。

よって、承認第1号は、原案どおり承認されました。

次に、第38号議案 幸田町税条例等の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(大嶽 弘君) 着席願います。

起立多数であります。

よって、第38号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第39号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(大嶽 弘君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第39号議案は、原案どおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は終了いたしました。

お諮りいたします。

今期臨時会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと

思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

これにて、平成27年4月16日招集された第1回幸田町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時48分

○議長(大嶽 弘君) 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長(大須賀一誠君) 平成27年第1回幸田町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方には、終始御熱心に御審議をいただきまして、提案いたしました議案を可決・承認賜りまして、心からお礼を申し上げたいと存じます。

今臨時会にて可決・成立しました議案の執行に当たりましては、御審議の際にいただきました御意見、御指摘等いただいた事項を踏まえまして、適正な執行運用に努めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

ここで1点、御報告をさせていただきます。

昨日は区長会の初会議が行われまして、平成27年度の区長会の役員も決まりました。区町会長は長嶺区の中村信清様、副会長は横落地区の本多洋様、幸田区の牧野良司様にそれぞれ決まりました。御報告をさせていただきます。なお、資料につきましては皆様方の棚のほうに入れさせていただいているかと思っておりますので、ごらんをいただきたいというふうに思っております。

区長さんにおかれましては、教育行政のパイプ役として今後とも御意見、御要望等いただきまして運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

最後に、議員各位におかれましては、何かと御多用のことと存じますが、健康にはくれぐれも御留意をいただきまして、町政発展のために特段の御指導・御尽力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

[町長 大須賀一誠君 降壇]

○議長(大嶽 弘君) 議員各位には何かと御多忙の中、熱心に御審議を賜り、また、議事進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

理事者におかれては、成立した議案の執行に当たっては適切に運用されるようお願いいたします。

大変御苦勞さまでした。

これにて散会といたします。